平成２６年（フ）第１０７９号
千葉県船橋市松が丘５丁目23番２棟101号
債務者　菅原　惠子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８０号
千葉県市川市稲荷木３丁目１番７―203号
オーシャンタウン
債務者　秋本　健太
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８１号
千葉県市川市稲荷木３丁目１番７―203号
オーシャンタウン
債務者　秋本　　悠（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９号
千葉県船橋市市場３丁目５番26号　コーポコスモ101号
債務者　志賀　憲司
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５０号
千葉県市原市白塚211番地１
債務者　堂園はるみ
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９３号
高知市葛島４丁目10番８号　コーポ田中２―106、申立時の住所高知市高須新町４丁目７番８号　第３山崎マンション301
債務者　牧尾ゆかり（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４２１号
高知県吾川郡いの町天王南３丁目３番地12
債務者　筒井　正光
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５号
高知市宝永町９番27号　稲宝マンションⅡ―405
債務者　山本　大輔
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８号
高知市新本町１丁目13番29号　オリーブ新本町201号
債務者　山本　美幸
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０号
高知市幸町６番11号
債務者　秀野　翔子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４４２号
札幌市豊平区美園５条３丁目３番12号
債務者　谷川　彩香
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９２９号
札幌市北区篠路６条８丁目３番８号
債務者　吉田　胤美
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８４号
札幌市南区真駒内柏丘６丁目１番１―510号
債務者　境田　圭佑
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１５３号
札幌市東区北25条東16丁目４番８号　コーポサンヒルズ203号
債務者　三代　香里（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２７０号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目３番５―301号
債務者　佐々木　恵
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２８４号
札幌市東区北25条東20丁目２番１―410号
債務者　美馬　文男
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２８７号
札幌市西区八軒８条西３丁目２番８号　カランドリエ201号
債務者　泉田　春助
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部